

記入例

様式第1号(第5条、第6条関係)

令和9年度申込用

申請書提出日をご記入ください。

令和〇〇年 〇月 〇日

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

大分市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定について

申請します。

現況を届け出ます。

申請児童の 情報	氏名（ふりがな）		性別	生年月日	令和9年4月1日 時点の年齢	下記保護者 との続柄	教育・保育給付認定 希望年月日	多子区分 （大分にここにこ）	
	おおいた りく		男 女	R	5 歳	子	9・4・1	第（2）子	
	大分 陸			その他 （ ）		※申請児童が戸籍上 第何子なのか記載 してください。			
保護書（申請者） の情報	ふりがな	おおいた けいんち		生年月日	S・H		電話番号		
	氏名	大分 健一			61・8・23		(自宅) ΔΔΔ-〇〇〇-×××× (父) ×××-〇〇〇〇-×××× (母) 〇〇〇-××××-ΔΔΔΔ		
	住所	〒 〇〇〇-×××× ① 大分市 〇〇町 ×番 Δ号 別紙世帯員調書の提出も併せて必要です。							
	※保育料算定のため、市外からの転入の方は、市区町村民税の課税額及び所得額が確認できる証明書の添付が必要です。下記該当日に 市外居住の方 は当時の住所を記入してください							生活保護の状況	
	令和9年1月1日時点の (予定)住所	② 住所Aと同じ ・その他				都・道 府・県	市・区 町・村	☒ 適用なし ☐ 申請中 ☐ 適用あり (年 月 日 開始)	担当者名
	令和8年1月1日時点の 住所	③ 住所Aと同じ ・住所Bと同じ ・その他				都・道 府・県	市・区 町・村	この場合、令和9年8月末までに施設の利用を開始する方は、令和8年度の別府市での市区町村民税課税額及び所得額がわかる証明書が必要です。	
在宅障害者の有無	☐ 無 ☒ 身体障害者手帳取得者 ☐ 療育手帳取得者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳取得者 ☐ 特別児童扶養手当受給者 ☐ 障害年金等受給者								
個人番号 (マイナンバー)	保護者	〇〇〇〇ΔΔΔΔ××××		配偶者	ΔΔΔΔ××××		申請児童	ΔΔΔΔ××××	
保育の希望	必要とする理由・時間	無	幼稚園、認定こども園（教育部分） ※満3歳以上が対象です。 入所（予定）施設名 ④ 幼稚園					1号認定	
		有	保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（幼稚園等との併願を含む）					2、3号認定	
		続柄	1号認定の申請では、ここは記入しないでください。						
		()	1.就労2.妊娠・					大中9.その他()	
		()	1.就労2.妊娠・					大中9.その他()	
		時 分 ～ 時 分	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日						
同一世帯の 就学猶予・ 免除者	☐ 有 ☒ 無		※「有」の場合、その者の氏名		支給認定証番号				
施設受付印		市受付印		摘 要					
○		○		一緒に住まいの家族に障がいのある方がいる場合、資料をご提出いただくことで所得の状況により副食費（おかず、おやつ代）が免除される場合があります。なお、手帳の写しを提出する際は、受給者の顔写真、氏名、等級、手帳の有効期限等が確認できるようにしてください。					
				取消					

○字は楷書ではっきりと、太枠だけ記入してください。
○多子区分（大分にここにこ）において、戸籍上第2子以降の3歳未満児については、大分にここにこ保育支援事業の対象となります。
○保育の希望が「有」の場合は別途保育を必要とする理由が確認できる書類が必要です。必ず添付して申請（届出）してください。
○場合によっては、戸籍謄本の証明を別途求めることがあります。
○現況届出の際に、教育・保育給付認定事項に変更がある場合は、原則、届出書を本市が確認した翌月1日から教育・保育給付認定の変更を行います。

電 算

令和9年度

教育・保育給付認定（1号）
申込のてびき



幼稚園、認定こども園（教育部分）用

■ 教育・保育給付認定を申請する場合の受付場所
各幼稚園・認定こども園

■ 教育・保育給付認定等に関する各種お問合わせ先
大分市福祉事務所 子ども入園課 入所・入園担当班
〒870-8504 大分市荷揚町3番45号
TEL 097-537-5794

教育・保育給付認定の手続きが必要です

「教育・保育給付認定」とは、幼稚園や認定こども園などで教育や保育を受ける際に必要となる認定です。これらの施設を利用する場合、保護者はこの認定の申請が必要です。

子ども・子育て支援新制度では3つの認定区分があり、区分に応じて給付内容が決まります。市は申請内容をもとに認定を行い、給付費は施設や事業者が代理で受け取り、教育・保育の提供に使われます。

※新制度へ移行していない幼稚園を利用する場合

「教育・保育給付認定」の申請は不要ですが、令和元年(2019年)開始の幼児教育・保育の無償化に伴う「施設等利用給付認定」の手続きが必要です(保育料の無償化が適用されます)。

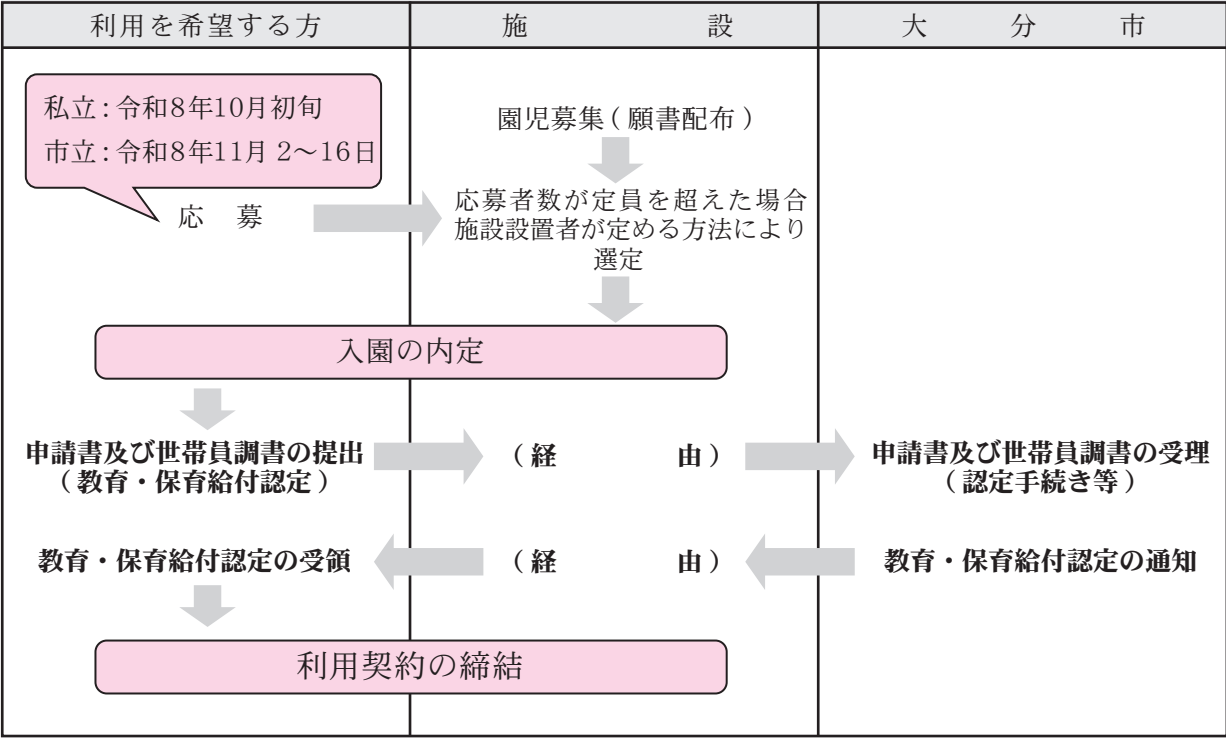
利用を希望する幼稚園が新制度に移行しているかどうかは、直接幼稚園へお問い合わせください。なお、市立幼稚園・市立認定こども園はすべて新制度に移行しています。

教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する子ども(2号認定を除く)	認定こども園(教育部分) 幼稚園
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園(保育部分) 保育所(園)
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園(保育部分)、保育所(園)、 家庭的保育事業(保育ママ)・小規模保育・事業所内保育

利用手続きの流れ(1号認定)

- ◆ 認定こども園(教育部分)や新制度へ移行している幼稚園を利用する場合は、**入園内定後**に「教育・保育給付認定申請書」と「世帯員調書」を**施設に提出**し、教育・保育給付認定を受けたうえで、利用契約を結びます。
- ただし、市外の施設を利用する場合は、入園の内定後に「教育・保育給付認定申請書」と「世帯員調書」を**子ども入園課や東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、各支所**に提出してください。



教育・保育給付認定後の申請内容の変更について

- ◆ 結婚や離婚等による住所や氏名および世帯員の変更、生活保護の開始・廃止等により、申請内容に変更が生じた場合は『教育・保育給付認定変更申請書』を在籍している施設に提出してください。
- ※子ども入園課や東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、各支所へも提出できます。
- また、市のホームページまたは右の二次元コードよりオンライン申請ができます。



負担金について

- ◆ 幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するクラス年齢(4月1日時点の年齢)で3歳から5歳までの児童の保育料が無料になりました。
- ※幼稚園および認定こども園の1号認定子どもについては、満3歳から保育料が無料になります。
- ◆ 通園送迎費や行事費などは、保護者の実費負担になります。
- ◆ クラス年齢で3歳から5歳(1号認定を受けた満3歳を含む)の給食費については、主食費(ごはん代)が実費負担になるほか副食費(おかず・おやつ代)については市民税額に応じて実費負担又は免除となります。副食費が免除となる世帯は、生活保護受給世帯や年収360万円未満相当世帯などが対象となります。

注意事項

- ◆ 保育所や認定こども園(保育部分)など「2号認定」を併願する場合は、1号認定に加えて2号認定の申請も必要です。2号認定の申請は、令和9年度用の「保育施設入所申込のてびき~教育・保育給付認定(2・3号)手続きのご案内~(11月~12月ごろ配布予定)」に従い、子ども入園課や東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、各支所または希望する保育所、認定こども園へお申し込みください。
- ◆ 既に幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用していて、保育所や認定こども園(保育部分)へ転園を希望する場合も、2号認定の申請が必要です。
- ◆ 教育・保育給付認定は保護者の居住地の市区町村が行います。大分市に住民登録していない場合の手続きについては、住民登録している市区町村にお尋ねください。
- ◆ 幼稚園等に内定後、入園を取りやめる場合に上乗せ徴収分(入園料等)の返還がない場合があります。保護者と施設との契約内容にかかる部分となりますので、詳細は各施設にご確認ください。
- ◆ 幼稚園・認定こども園で預かり保育を利用している方は、「施設等利用給付認定申込のてびき」に沿って「保育の必要性の認定」を受けることで施設利用費の支給を受けることができます。
- ◆ 退所(園)される場合は「退所(園)届」の提出が必要です。

